（様式－１）

阪神高速道路株式会社

建設事業本部長　殿

「　　　　　　（共同研究の名称を記入）　　　　　　　」

に関する共同研究企画書

　　（西暦）　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　法人名等

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代 表 者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　所

（　押　印　省　略　）

　１．共同研究の名称

　２．研究項目名

　３．共同研究の内容

　４．共同研究の期間

５．共同研究の実施手順

　６．共同研究を行うにあたっての関連又は類似する研究等の実績

７．会社概要

８．共同研究に対する組織体制

　９．共同研究費

　10．共同研究にかかわる既取得特許等

　11．その他必要と思われる資料

　12．本共同研究制度に対する意見、希望等

（様式－２）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（西暦）　　　　年　　月　　日

阪神高速道路株式会社

建設事業本部長 殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名

住　　所

（　押　印　省　略　）

共　　同　　研　　究　　申　　請　　書

　　阪神高速道路株式会社との共同研究を実施したいので、下記のとおり申請します。

記

　１．共同研究の名称

　２．研究目的

　３．研究内容

　４．研究の実施期間　　　　　　自　（西暦）　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　至　（西暦）　　　　年　　月　　日

年度別工程表

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 実施内容 | （西暦）　　　年度 | （西暦）　　　年度 | （西暦）　　　年度 |
| ６ | ９ | 12 | ３ | ６ | ９ | 12 | ３ | ６ | ９ | 12 | ３ |
|  |  |  |  |

　５．研究の分担

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 研　究　項　目 | 研　究　細　目 | 研 究 　分 担 | 備　考 |
| 阪神高速 | 申 請 者 |
|  |  |  |  |

　６．研究費の内訳

　　　　　　　　　　　　　　　　千円（別添積算内訳書のとおり）

　７．研究責任者及び研究担当者

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 氏　　名 | 役　　職　　名 | 備　　　　　　考 |
|  |  |  |

　８．研究の実施場所

　９．研究成果の発表の方法及び時期

　10．使用する主な施設及び機械器具

　11．その他

　　（１）事務担当者名及び連絡先

　　（２）別添資料

　　　　１）会社定款

　　　　２）会社概要

（様式－３）

共同研究の実施に関する協定書

　阪神高速道路株式会社（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）とは、

　　　　　　　　　　に関する共同研究（以下「共同研究」という。）の実施について、次のとおり協定を締結する。

記

（研究の目的）

第１条　阪神高速道路の道路事業を適切に実施していく上で、○○○の問題があり、○○○が課題となっている。

　　　　このため○○○（課題解決）を目指した共同研究を行う。

（定義）

第２条 　本協定書において、次に掲げる用語は次の定義によるものとする。

一　「知的財産権」とは、次の各項に掲げるものをいう。

（１）特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び外国における上記各権利に相当する権利

（２）特許を受ける権利、実用新案登録を受ける権利、意匠登録を受ける権利、商標登録を受ける権利及び外国における上記各権利に相当する権利

（３）著作権法に規定する著作権及び外国における上記権利に相当する権利

（４）秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲乙協議の上、特定するもの（以下「ノウハウ」という。）

二　「研究成果」とは、共同研究に基づき得られた発明、考案、意匠、著作物、ノウハウ等の技術的成果をいう。

（実施内容）

第３条　甲及び乙は、次に掲げる研究開発を共同で実施する。

　（１）研究項目

　（２）研究内容・実施場所　　別添共同研究仕様書記載のとおり

（実施期間）

第４条　共同研究の実施期間は（西暦）　　　　年　　月　　日から（西暦）　　　　年　　月　　日までとする。

（研究の分担）

第５条　甲及び乙は別添共同研究仕様書に定める研究分担に従い、この共同研究を実施するものとする。

（費用分担）

第６条　共同研究の実施に要する費用は　　　　　　円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金　　　円）とし、甲は　　　　　　　　円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金　　　円）、乙は　　　　　　円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金　　　円）を分担するものとする。

２　前項の費用を変更する必要が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

３　甲及び乙は、研究費用を年度ごとに負担するものとし、各年度の負担額は甲乙協議の上、定めるものとする。

４　乙は甲に対して、各年度末及び共同研究の完了時に請求根拠を明らかにして甲の分担額を請求するものとする。

５　甲は、前項の規定に基づく請求の内容及び根拠を適正と認めたときは、当該請求に係る経費を乙に対して支払うものとする。

（情報等の提供）

第７条　甲及び乙は、共同研究の実施に必要な情報、資料を相互に無償で提供又は開示するものとする。ただし、甲又は乙以外の者との契約等により秘密保持義務を負っているものについては、この限りではない。

２　提供された資料（複製物を含む。）は、共同研究終了後又は共同研究中止後相手方に返還するものとする。

（共同研究の中止）

第８条　共同研究を継続することにより甲の業務に支障が生じるおそれがあるとき、研究目的を達成することが困難であると判断されるとき、又は天災その他のやむを得ない事由が生じたため、共同研究を継続することが困難になったときは、共同研究を中止することができる。

２　前項の規定により共同研究を中止しようとするときは、甲及び乙は、あらかじめ相手方と協議しなければならない。

３　前２項の規定により共同研究を中止したときは、甲及び乙は、費用負担及び研究成果の帰属について、協議するものとする。

（知的財産権の取扱い）

第９条　甲及び乙は、共同研究の実施に伴い新たに発明等が生じた場合には、速やかに相互に通報するものとする。

２　共同研究の実施に伴い新たに発生する知的財産権は甲乙の共有とし、その持分は原則として均等とするものとする。

３　共有に係る知的財産権（以下「共有知的財産権」という。）についての出願及び維持保全の手続きは乙が行い、その費用は当該共有知的財産の持分に応じて甲及び乙がそれぞれ負担するものとする。

４　甲及び乙は、共有知的財産権を単独で実施するとき、又は甲が自ら発注する工事又は業務の用に供するため、甲又は甲が指定する者に対して共有知的財産権を実施させるときは、事前に他方の同意を得ずに実施することができる。

５　甲又は乙が共有知的財産権を実施した場合には、甲又は乙に対して報告の上、甲又は乙に権利の持分割合に応じた実施料を支払うものとし、この場合の実施料の金額、支払時期、支払方法その他詳細事項については、甲及び乙の別途協議の上、これを定めるものとする。なお、甲が自ら発注する工事又は業務の用に供するため、甲又は甲が指定する者に対して共有知的財産権を実施させるときは、甲が実施したものとみなし、同様とする。

６　共有知的財産権に関して、第三者との間に紛争が生じた場合は、甲乙相互に協力してこれに対処するものとする。

７　甲及び乙は、共有知的財産権の自己の持分を第三者に譲渡する場合には、あらかじめ書面により相手方の承諾を受けるものとする。

（研究成果の取扱い）

第１０条　共同研究の実施に伴って得た研究成果は甲及び乙の共有とする。

２　甲又は乙は、共同研究によって得られた研究結果を公表、又は第三者に開示しようとする場合には、その内容、時期、方法等について、あらかじめ書面により相手方の承諾を受けるものとする。

（技術知識書の作成）

第１１条　甲及び乙は、共同研究の結果得られた技術上の知識について、共同研究の終了日から起算して７日以内に相互に技術知識書を作成しなければならない。

（秘密の保持）

第１２条　甲及び乙は、共同研究の実施にあたり、相手方より提供又は開示を受け、若しくは知り得た技術上及び営業上の一切の情報等のうち秘密である旨を明示したもの（複製物を含む。以下「秘密情報」という。）について、第三者に開示・漏洩してはならない。ただし、次のいずれかに該当する情報等については、この限りではない。

一　開示を受け又は知得した際、既に自己が保有していたことを証明できる情報等

二　開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報等

三　開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報等

四　正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる情報等

五　相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できる情報等

六　書面により事前に相手方の同意を得た情報

２　甲及び乙は、秘密情報（第１項ただし書に掲げるものを除く。以下同じ。）を共同研究及び本協定の目的以外に使用してはならない。ただし、書面により事前に相手方の同意を得た場合は、この限りではない。

３　甲及び乙は、秘密情報を、それぞれの情報管理に関する内部規則等に従って適切に管理しなければならない。

（研究協力者の参加及び協力）

第１３条　甲又は乙は、共同研究の遂行上、第三者の参加又は協力を得ることが必要と認めた場合、甲又は乙の同意を得た上で、第三者を研究協力者として共同研究に参加させることができる。

２　第三者を研究協力者に参加させた甲又は乙は、研究協力者となる者に本協定の内容を遵守させなければならない。

３　研究協力者が甲、乙又は第三者に損害を与えた場合は、当該研究協力者を共同研究に参加させた甲又は乙が、その損害の賠償について責を負うものとする。

４　研究協力者を共同研究に参加させた甲又は乙は、当該研究協力者との間で、次の各号に掲げる事項の取扱いを別に定めるものとする。

　一　研究協力者による本協定内容の遵守に関すること

　二　前項の場合における甲又は乙による研究協力者に対する求償に関すること

５　甲及び乙は、研究協力者に秘密情報を提供又は開示する場合には、あらかじめ甲又は乙の同意を得るものとする。

６　研究協力者が共同研究の実施に伴い発明等を行った場合は、甲又は乙の職員若しくは従業員が当該発明等を行ったものとみなして、第９条の規定を準用する。

（進捗の管理）

第１４条　甲及び乙は、共同研究を円滑に実施するため、定期的に相互に連絡及び調整を行い、共同研究の進捗の管理を行うものとする。なお、定期的な連絡及び調整以外にも、甲乙協議の上、必要に応じて相手方に進捗状況の確認を求めることができるものとする。

（第三者との共同研究の禁止）

第１５条　甲及び乙は、甲又は乙の同意なしに、第三者との間で共同研究と同一又は類似の目的となる研究を行ってはならない。

（協定の解除）

第１６条　甲は、乙に破産、会社更生又は反社会的勢力との不適切な関係などにより信用の失墜があったときは、本協定を解除することができる。

２　甲及び乙は、甲又は乙が次の各号のいずれかに該当し、催告後３０日以内に是正されないときは本協定を解除することができるものとする。

一　本協定の履行に関し、不正又は不当の行為をしたとき

二　本協定に違反したとき

（損害賠償）

第１７条　甲及び乙は、前条の規定に基づく本協定の解除により解除した当事者に損害を与えたときには、その損害を賠償しなければならない。

２　甲及び乙は、故意又は重大な過失により甲、乙又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（有効期間）

第１８条　本協定の有効期間は、締結の日から（西暦）　　　　年　　月　　日（共同研究終了日）までとする。ただし、第９条及び第１３条第６項の規定にあっては共有知的財産権が消滅する日まで、第１０条及び第１２条の規定にあっては、共同研究終了日の翌日から３年が経過する日まで有効に存続するものとする。

（協議）

第１９条　本協定に定めがない事項及び本協定の各事項の解釈に疑義が生じた場合は、別途協議し決定する。

（裁判管轄）

第２０条　本協定に関する訴えは、被告の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

　本協定書の成立を証するため、甲と乙とは本書を２通作成し、それぞれ記名押印の上、その１通を保有する。ただし、本契約を電子契約にて締結する場合は、本契約の証として、電子契約書ファイルを作成し、それぞれ電子署名を行う。この場合、電子データである電子契約書ファイルを原本とし、同ファイルを印刷した文書はその写しとする。

（西暦）　　　　年　　月　　日

　　　　　　大阪市北区中之島三丁目２番４号

　　甲　　　阪神高速道路株式会社

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 建設事業本部長

 印

　　乙 印

（様式－４）

共同研究仕様書

（　　　　　　　　　　　　に関する共同研究）

第１章　総則

　１．本仕様書は阪神高速道路会社（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）の間で取り交わした「 に関する共同研究の実施に関する協定書」（以下「協定書」という。）の第３条及び第５条の規定に基づき、本共同研究の内容及び研究分担について定めるものである。

　２．本仕様書に定める事項について疑義を生じた場合の解釈及び本共同研究の細目については甲乙の協議による。また、仕様書に示されていない事項について、本共同研究の性質上必要な調査等を行う場合も、同様とする。

　３．本共同研究を遂行するにあたり、共同研究に関連する各種法令を守らなければならない。

　４．乙は、共同研究を行うに当たっては、必要な事務手続を行わなければならない。

　５．甲及び乙は、事故が発生したときは、直ちに必要な措置を講じるとともに、事故の原因、経過、被害内容等について、速やかに相手方に報告しなければならない。

　６．共同研究が終了したとき、又は共同研究実施に係る会計年度が終了したときは、乙は甲と共同して共同研究報告書をとりまとめるものとする。

第２章　共同研究の内容

第３章　実施場所

第４章　共同研究の研究分担

第５章　進捗の管理

第６章　施設などの使用について

第７章　その他